

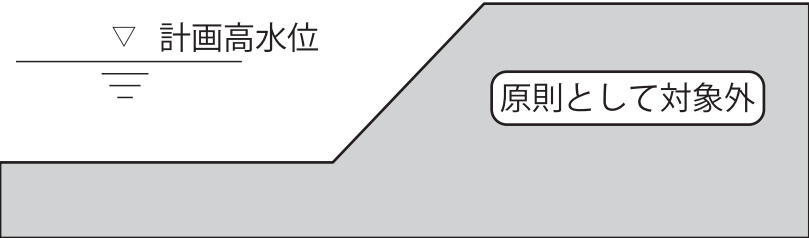
② 災害に強い県土づくりについて

「地域の事情を踏まえた施設整備や適切な管理について」

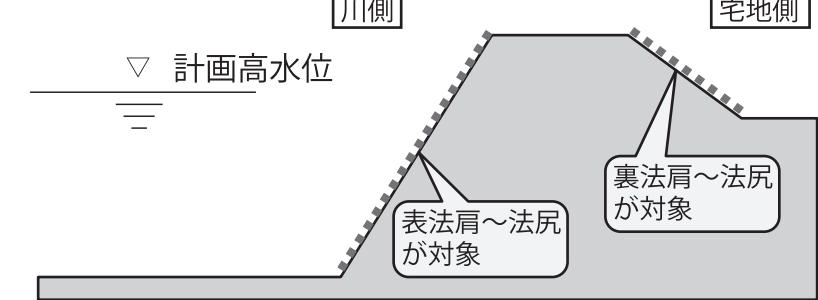
Q. 河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設の適切な管理のための点検はどのように行っているのか。

A. 河川については、堤防区間及び重要水防区域において出水期前を中心に年一回以上点検を行い、それ以外の区間についても出水後などすべての河川を対象として変状がないか目視で確認している。急傾斜地崩壊防止施設についても、施設に損傷等がないかを目視で点検している。なお、草木等が繁茂し確認が困難な箇所については、下草刈りや枝払いを行いながら点検している。

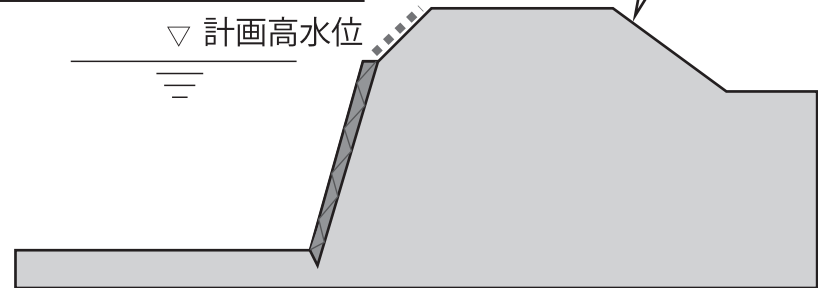
堀込み河道の場合



土による堤防の場合



コンクリート護岸のある場合



Information 令和元年12月1日から道路交通法の一部が改正され、「ながら運転」が厳罰化

運転中のスマホ等利用に対する罰則の強化内容

携帯電話使用等（保持） 通話（保持）、画面注視（保持）する行為		携帯電話使用等（交通の危険） 通話（保持）、画面注視（保持）、画面注視（非保持）することによって交通の危険を生じさせる行為		
① 携帯電話など（※1）を手に持って通話した。 この場合、「携帯電話など」（※1）には、トランシーバー等、手に持たなければ送受信できない無線通話装置を含む。 ② 携帯電話など（※2）を手に持って画面を注視した。 この場合、「携帯電話など」（※2）には、タブレット端末や携帯型ゲーム機等を含む。		例	① 携帯電話など（※1）を手に持って通話し、 <u>事故などの「交通の危険」を生じさせた。</u> ② 携帯電話など（※2）を手に持って画面を注視し、 <u>事故などの「交通の危険」を生じさせた。</u> ③ カーナビやカーテレビなど（※3）の画面を注視し、 <u>事故などの「交通の危険」を生じさせた。</u> ※この場合、「カーナビやカーテレビなど」（※3）には、車載装置に限らず、車内に固定した携帯電話などの画像表示用装置を含む。	
改正前	改正後		改正前	改正後
5万円以下の罰金	6月以下の懲役または10万円以下の罰金	罰 則	3月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
1点	3点	違反点	2点	6点（免許停止）
大型車 7千円 普通車 6千円 二輪車 6千円 原付車 5千円	大型車 2万5千円 普通車 1万8千円 二輪車 1万5千円 原付車 1万2千円	反則金	大型車 1万2千円 普通車 9千円 二輪車 7千円 原付車 6千円	なし（即、罰則適用）

参考（いわゆる「あおり運転」等とは）――

いわゆる「あおり運転」等とは、明確な定義はありませんが、「車間距離を詰める」「幅寄せ」「蛇行運転」「クラクションでの威嚇」「必要のないハイビーム」のような行為を指し、車間距離保持義務違反、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反のほか、危険運転致死傷罪（妨害目的運転）や刑法の暴行罪に該当することがあります。

尚、現在の法律は、あおり運転をしたドライバーの免許停止処分はできるが、免許取り消しまではできないため、警察庁は20年の通常国会で「あおり運転をしたドライバーに対して、免許取り消し処分ができるようにするための道交法改正を目指す方針」を固めています。

◆県政報告会を行っています

751回	10月5日	明神公民館	757回	10月18日	関まちなみ文化センター	763回	11月9日	小野公民館	769回	12月1日	ひとみヶ丘集会所
752回	10月6日	越川公民館	758回	10月19日	原尾自治センター	764回	11月10日	川崎町町	770回	12月3日	古厩集会所
753回	10月6日	下白木公民館	759回	10月26日	関町北部ふれあい交流センター	765回	11月10日	富士ハイツ公民館	771回	12月7日	市瀬公民館
754回	10月13日	白木一色公民館	760回	10月27日	亀山市関文化交流センター	766回	11月16日	池山公民館	772回	12月8日	梶ヶ坂公民館
755回	10月14日	いっぷく亭木崎	761回	10月27日	坂下公民館	767回	11月23日	向井公民館	773回	12月15日	沓掛公民館
756回	10月17日	平尾自治センター	762回	11月2日	亀山市林業総合センター	768回	11月24日	萩原公民館	774回	12月22日	城北地区コミュニティセンター